



【ごあいさつ】皆様こんにちは。今回は安全衛生についてお伝えします。

【1】常時50人以上の労働者を使用している事業場は、次の安全衛生対策を実施する必要があります。

① 衛生管理者の選任

衛生管理者を選任して労働基準監督署に報告する必要があります。衛生管理者は、第一種又は第二種衛生管理者の免許を持っている人の中から選任します。



② 産業医の選任

③ 健康診断の結果の報告

健康診断は、基本的には「1年に1回」行いますが、深夜業務従事者や一定の有害業務に従事している従業員に対しては「6か月ごとに1回」行う必要があります。なお、50人以上の労働者を使用している場合は、健康診断の結果の報告書を労働基準監督署へ提出します。

④ 衛生委員会の開催

毎月1回衛生委員会を開催する必要があります。委員会のテーマとして、健康診断の結果の反省や事業場の改善点、腰痛・禁煙・メンタルヘルス対策等があげられます。その業種ならではの、その職場ならではの安全衛生対策を話し合ってみませんか。

【2】「休暇・欠勤管理表」のご案内

年度変わりめが近づき、有給休暇の管理についてのお問い合わせが増えてきました。裏面にシンプルな管理表を掲載しました。よろしかったらお使い下さい。

☆安全衛生対策、有給休暇の管理についてご不明な点がございましたら、当事務所までお問い合わせ下さい☆



ことばの花束

「幸せボタン、 いっぱい持ってるね」

いつも穏やかでほがらかな人がいます。ゆっくり時間を過ごせたり、好きな本を読んだり、おいしい物を食べたときに幸せそうにしているので「幸せボタン、いっぱい持ってるね」と言ってみたら、「いい言葉だね」と返ってきました。

日常の、ちょっとしたことに、シアワセダナァ、ウレシイナ、と思えるようになればいいなと思います。

～ちょこっとコラム～



仕事でメンタルヘルス対策の講師をしたり、ご相談を受けることがあるため、スキルアップのために4月からカウンセリングの講座を受講することにしました。傾聴訓練やコミュニケーション理論を学びます。

以前受講したキャリアコンサルタントの講座でも傾聴訓練をしましたが、そのときの講師が「自分の価値観や考えは一旦心の外において、自分の心の中に空間を作り、その空間に相手をそのまま受け入れるイメージで、話を聴いてみよう」と言っていたのが、とても印象に残っています。事務所ニュースの中でも、カウンセリング講座で学んだことやメンタルヘルスについてお伝えしていきたいと思います。